

第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第7回）議事録

日時 平成20年7月15日（火）午後1時半～3時半

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者21名（欠席6名）

議 題

議題1 各論 第2章「保健・医療」の修正案について

議題2 各論 第3章「教育・育成」について

議事概要

1開会

2委員の交代について

市の建設局長の交代に伴い、足達建設局長にかわり、鈴木建設局長が委員に就任しました。

3議題1

各論 第2章「保健・医療」の修正案について

事務局から修正案について説明

事務局

「まず前回の第6回委員会において皆様からご指摘のありました点についてですが、各関係課と協議している段階でして、修正案については次回以降の委員会にてお示しする形をとらせていただきたいと思いますので、ここではご質問のあった点についてお答えさせていただきます。まず第6章生活環境についてですが、「船橋駅南口から市役所までの道路に音声誘導装置を設置して欲しい」ということですが、こちらについて担当課に確認したところ、現在、船橋駅南口から市役所までの道路への音声誘導装置の導入予定はないとのこと。なお音声誘導装置の関連として、京成船橋駅と東葉高速線の船橋日大前駅にありますトイレには音声誘導装置と点字案内板が設置されています。新京成の北習志野駅についても点字案内板が設置されています。次に第2章保健・医療についてですが、まず「障害の程度についてなど各課からバラバラに来る調査を統一できないか」とのご意見ですが、この保健・医療の章の中にも記載がありますが、市の保健部門と福祉部門の情報を共有する総合システムについて、今後検討していきたいと考えています。次に「指定管理施設については市の施設と記載を区別してほしい」とのことですが、これについては、計画の巻末に用語説明をつけ、その中で説明させていただきたいと思います。次に「地域包括支援センターはどこまでの機能をもつものか」についてですが、これについては、地域包括支援センターのパンフレットを用意していただきました。次に「グリーンカードは申請してから交付されるまでの時間がかかりすぎる」とのことですが、担当課に確認したところ、受給者証の標準的な発行期間としては1カ月半程度ということ。書類の不備等でもう少し時間がかかる場合があるとのことですが、一般的には1カ月半程度ということ。次に、「『ふなばし健やかプラン21』の推進については、今後とも行政に一定の関与を行って欲しい」とのことですが、こちらについては、行政の立場から支援・協働を進めていく必要がありますので、担当課のほうに要望させていただきました。前回ご質問いただいた点については、以上です。」

4議題2

各論 第3章「教育・育成」について

事務局から「教育・育成」について説明

事務局

「この第3章、教育・育成の基本方針についてですが、改訂版からの大きな変化として、一貫した支援体制の構築というものがあります。現在、市では、就学前の療育支援体制について、療育支援課を中心に療育機関の機能強化を行っており、教育分野では特殊教育から特別支援教育への転換を受け、個別の教育支援計画の作成をはじめとして、支援体制の充実を図っています。また、就学前・就学中・就学後において支援が分断されないよう、地域自立支援協議会や特別支援連携協議会などの各会議において関係機関の連携を行うことで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の構築を目指しています。また、発達障害者支援法の施行に伴い、LDやADHDなどの発達障害への支援をどう行うかも今後の重要な課題となっています。では、内容の説明に入らせていただきます。まず（１）一貫した相談支援体制の整備ですが、ここでは、先ほども出てきましたが、地域自立支援協議会や特別支援連絡協議会といったところで関係機関による連携を図り、一貫した支援体制の構築を目指すこととしています。また、療育支援課が創設されたことで、これまで以上に療育機関の連携を強化し、早期療育支援体制の強化を図ります。（２）専門機関の機能の充実と多様化ですが、発達障害などについては、支援方法の面でも啓発の面でもまだまだ十分とは言えない状況にあり、これらの指導啓発を充実していきます。また、ペアレントトレーニングなどの具体的な療育メニューを充実させることで、支援機会の拡大を図ることとしています。次に特別支援教育の充実を図るため、個別の教育支援計画を充実させることで、児童生徒一人一人のニーズに対して適切な支援を行います。次に学生ボランティア派遣モデル事業ですが、学級担任等の補助として、生活や学習の支援を行うために学生を派遣することで、通常学級に在籍する発達障害の児童生徒への支援を行っています。次に特別支援学校のセンター化についてですが、特別支援学校が地域の関係機関からの相談、情報提供、教育相談、研究成果の提供等を行うことで、地域の中でセンター的な役割を果たし、地域支援のネットワークを構築することを目指しています。次に日中活動の場の充実ですが、障害のある子供たちの放課後や長期の休みの際の日中活動の場が不足していることから、日中一時支援事業や児童デイサービス事業を充実していきます。次に（３）指導力の向上では、こども発達相談センターを中心に保育所や幼稚園等への研修会や巡回指導を充実させることで、指導力を向上し、支援の充実を図ります。また教育の分野では、教職員や相談担当者への研修や研究を行うことで、教育方法や相談の充実を図ります。次に（４）社会的及び職業的自立の促進ですが、特別支援教育振興大会の開催については、第1章の啓発・広報の章にも出てきましたが、障害のある児童生徒への理解を深めるものとして充実させていきます。また校外活動の充実ですが、小中学校の各年齢に応じた活動により、社会的自立を促す機会として重要なことから記載しています。また同じく社会的自立を促すための重要な機会としての産業現場等における実習などの充実を図ることとし、学習の充実についても記載しています。最後に（５）施設のバリアフリー化の促進についてですが、障害のある人に配慮した設備の整備が学校や公民館などで徐々に進められており、今後も継続して行います。第3章の新たな項目については以上になります。」

事務局（療育支援課）

「療育支援課ですが、補足説明させていただきます。療育とは、教育、医療、福祉または訓練など、現在の科学を結集して、児童に残された発達能力を有効に育て上げ、自立に向かって育成するというふうに使われています。早期の療育ほど効果が大きくて、障害の重度化・重複化の防止につながるとともに、社会的スキルを身につけることで、一般社会生活に適用が可能になると言われています。そのようなことから、その施策の必要性を記載していますが、訂正を1点お願いしたいと思います。「（仮称）総合療育センター」に関する項目ですが、総合療育センターの必要性については担当課としても十分認識していますが、「センターの設立」という言葉が、やはりまだ時期尚早な部分があることから、総合療育センターの「設立」でなく「必要性」という文言に訂正させていただきます。」

仙波委員長

「わかりました。設立には予算など現実的な具体案がまだないので、今後こういった形にするかをしていくということ検討しようという意向ですね。」

御郷委員

「市内には市立の特別支援学校と県立の特別支援学校がありますが、現在、生徒が何人ぐらいいらっしゃるかわ聞きたいと思います。それと、障害者は普通の学校で普通の生徒たちと友達になりながら育っていくのが一番だなと私は感じています。それがお互いに理解につながっていく、世の中に出ていくときに違和感なく接することができると思います。ですが、特別支援学校の生徒は今現在バスで送迎されまして、どっちかという世の中からずっと離れたところで育っていて、その辺の理解がつかないと思います。できれば、障害の軽い方ならば、普通の学校で教育を受けられるような方策を示していただければと思います。」

松本委員

「市立特別支援学校の生徒数は、小学部が54名、中学部が23名、高等部が109名でございます。県立のほうは、私どもでわからないので、申しわけございません。」

事務局

「県立については、事務局もこの場では把握できませんので、次回のときにご報告させていただきたいと思います。また、バス通学の関係でのお話ですが、すべての方が特別支援学校に行っているわけではなく、各地域の拠点に特別支援学級というものが設けられており、そちらに通学されている方もいらっしゃいます。その数については手元に資料がありませんので把握できていませんが、就学に当たっての就学相談の中で、特別支援学校がいいのか、特別支援学級、地域の学級に入るのがいいのか、教育委員会との話し合いの中で、ある程度、進路先が決まっているように伺っています。」

仙波委員長

「ここで本日ご欠席されている宮代委員から、ご意見をいただいていますので、先にそれを紹介していただかせんでしょうか。」

事務局

「ご紹介します。「施策の方向もそうですが、特に施策の内容について、どうも抽象的というか、観念的というか、もっと具体的に説得力ある内容表現ができないものか、いつももどかしさを感じています。確かに将来にわたる事項となると、「～します」的な表現が無難なのはわかるのですが、何より一番大切なことは、計画に期待する関係者が納得できるようなわかりやすさだと思います。図ります、検討します、努めます、推進しますだけだと、結局説得力がなくなってしまう。例えば日中活動の場の充実にしても、両方ともに充実を図っていますが、どう充実が図られるのか読み取れません。例えば障害児童の放課後や長期休暇中の活動の場として、児童デイサービス事業や日中一時支援事業の一層の利用促進のために、事業者数の増加等で、より身近な地域で利用できるように充実を図る。在宅の重症心身障害児（者）に対して日常生活動作、運動機能訓練などを行う重症心身障害児（者）通園事業利用促進のために啓発を行うとともに、委託事業者の拡大、専門性の確立のための研修等を通してより重篤な障害を持つ人の利用を可能とする。（2）専門機関の機能の充実と多様化ですが、支援内容・機会の充実、支援にかかる～の主語がわからない。だれに対して指導啓発を行うのか、だれに対しての負担軽減なのか。ここは施策の方向なので、この程度の文章でもよいのかなと思わないではないけれども、施策の内容の方もやはり不明瞭の感はぬぐえません。障害及びその特性について、療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、関係諸機関に対して、支援に係る知識や具体的な支援方法について啓発を行うことにより、より効果的な支援体制の確立を期すというような記載にできないか」とのご意見をいただいています。」

長浦委員

「知的障害者相談員として、フェイスで来談者相手の相談をやっているのですが、ここ数年LD、ADHD、高機能自閉症、そういう方がどんどん相談に見えています。去年初めて市の障害福祉課で発達障害の研修をしていただいて、それで助かっていますが、意見として、情報が入ってくるのがちょっと遅いのではないかなと思っています。知的相談員がもっと勉強しなければいけないと思っています。」

仙波委員長

「発達障害が大きく取り上げられたのは、平成17年に法律ができてからで、それまではあまり検討されておらず、まだまだ未開拓のわからない問題がたくさんあるという状況ですから、それが船橋市のほうに知識として広がるようになるまでには行っていないのではないかなと。これについての対策はまだまだの状態です。これから皆さんにもかかわっていただいて対策を立てていくという段階ですから、もっと早くやれといっても無理ではないかと思えます。これから我々は大いに勉強する段階ではあると思えます。」

長浦委員

「ありがとうございます。よろしくお願いします。」

仙波委員長

「学生ボランティア派遣モデル事業はどういう仕組みでやっておられるのでしょうか。」

松本委員

「学生ボランティアは、総合教育センターというところで教育支援室特別支援教育班というのがありますが、そこで、千葉大、淑徳大学、浦安の了徳寺大学などをお願いをして、普通学級にいる発達障害の児童生徒の学習支援をしている制度です。正式に始めたのは、今年で3年目ぐらいになります。登録してくれる学生が多ければ、多くの学校に派遣しているのですが、まだ十分とは言えません。」

御郷委員

「今の関連ですが、学生ボランティアも結構ですが、先生方のOBの方たちが、学校へ入ってそういう補助的なことができるならば、そこら辺のところのサポートもお願いできればと思いますので、ご検討お願いします。」

仙波委員長

「ちょっと私の思いで。大きな流れとしては、すべての障害者が施設にいるよりは地域へという流れになっています。しかし各障害者によってそう簡単にはいかない。いろいろなサポートがなくては難しい状態です。このような中で施設から地域へ移る流れというのは、知的障害ではもう定着した考えなのでしょう。それから、それを受け入れる市民側に、例えば偏見の問題は知的障害のほうでも問題になっているのでしょうか。どなたかおわかりの方がいらっしゃれば教えていただきたいと思えます。」

長浦委員

「その地域の問題ですが、普通学級の中に支援学級のあるところは、地域の方はみんな理解してくれて、おはようございますとか声をかけてくますが、ないところはひどい状況ですね。特別支援学級それから特別支援学校が地域の中にあるところは、すごく理解してくれて、生きていきやすいというか、親としては特別支援学級がたくさん欲しいとよく言っていました。やっぱり人間らしい生き方というか、いろいろな人と会話ができるとか、地域の中で違いますよね。いろいろご事情のある方もいらっしゃいますが、すごく難しい問題です。」

清水委員

「今の問題に関連してですが、自立支援法では地域に出ると。それで入所施設については縮小していく考えだと言っていますので、ほんとうにそれができるかは甚だ疑問です。地域地域と言われていますが、親の気持ちとすれば、入所施設にそのまま入れたいというのが本音じゃないかなという気がします。」

事務局

「機会がありましたら発言させていただこうと思っておりましたが、先ほどの宮代委員からのご意見にありました具体的な記述がない、検討する、図る、そのような表現が多いという部分にも関連してくるのですが、本計画、障害者施策に関する計画、これは障害者基本法に基づいて、障害者の全般についての計画策定ですが、これとは別に、障害者自立支援法に基づきまして、障害福祉計画という、6年を1つの単位とした計画の策定が義務づけられています。この2つの計画については、やはりここで討議されている計画が基本的な船橋の障害者施策の方向性だろうと。その中において、自立支援法に基づくものは、この基本計画に基づいた数値目標の設定を主な内容として、今、第2期計画を策定中です。その計画において、宮代委員のご指摘の部分についてはある程度お答えできていけるのではないかと思います。この委員会と並行して、策定していますので、数値目標ができましたら、委員の皆様にご送付してご意見をいただきたいと考えています。その自立支援法に基づく障害福祉計画において、これは国の指針に基づき、都道府県の計画と整合性を持った数値目標を策定するのですが、入院患者あるいは施設入所者の地域移行の目標値が定められています。精神の関係の入院患者の地域移行については、国は具体的な数値は示していませんが、都道府県のほうである程度示しなさいと。入所施設に関しては7%の削減を国は打ち出しています。ただ千葉県の実況としましては、7%地域移行という目標値ですが、まだまだ入所の待機者が多くいますので、出た7%の分は埋まってしまうだろうという県の計画の部分があります。将来的には地域移行が進展していくでしょうが、まだまだ待機者もいるという現状の中で、地域移行をいかに図っていくかというところは、今、国を挙げての施策です。本市においては、知的障害の方の地域移行ですが、さまざまな困難があります。地域の方の理解がなかなか得られにくいところはあるのですが、社会福祉法人の方のご努力によって、以前に比べてかなりのグループホーム、ケアホームを地域内に設立させています。今、手元に具体的な数値を持ってきていませんが、今後、今までの進捗状況等をご報告させていただければと思っています。最近、地域移行の進捗が落ちていますが、1つは、自立支援法になったときの報酬単価の設定の問題があります。新たに作るには支援費の時代の報酬と比べて難しい部分、それから、グループホームで事故がありまして、消防法の規制が入ったり、建築基準法上の取り扱いが、厚労省と見解が違うという部分がありまして、最近、新たなグループホーム等の建設が足踏み状態です。ただ、本市においては、15年以降、地域移行の部分は数字的にはかなり進んでいるのが現状です。ただ、これは法人のご努力がかなりあっての結果だと考えています。それでもまだなかなか難しい地域が多いと聞いています。」

仙波委員長

「現実の数値が船橋でどうなっているか、これについての対策はどうあるべきかということが出てくればいいんですが、ここでは、本論のあるべき論が先行しているものですから、やっぱりどうも抽象的な言葉になりやすいかもしれません、ほかのところでも現実の数値等が検討されているということをご理解お願いしたいと思います。」

小出委員

「先ほどどなたかが、特別支援学校へ無理やり行かされるのではなくて、通常の小中学校に行きたい、それが親の思いだというふうにおっしゃったんですが、この発言をそのまま終わらせていいのかなと思いついて伺っていました。ただ、国では、国策としては義務制という制度がありまして、これこれしかじかの基準に該当する子供を持つ保護者は、特別支援学校に入学させなければならないという義務制がまだにしかれています。これについては、もう義務制をやめていいのではないかと。義務制でなくて、希望する場合は行くことができるというふうには、義務

制をやめていいのではないかという意見も最近はかなり強くなってきてはいます。個人的には、就学義務制は廃止すべきではないかと思っはいますが、この中でそこまで触れることはできないだろうと思っはいます。それから地域への移行というのは、ひとこに比べれば、理念的には、地域への移行が、理念、思想の上では当たり前だということが認められてきてはいますが、現実に移行した場合に、その後、家庭では十分に手を尽くせない状況が多いわけだして、現実問題になると、まだ施設の必要性というのは非常に高く認識されている。そういう現実を踏まえて具体的に書くとすると、理念的な面だけで済ませるわけにはいかないだろうと、宮代委員のおっしゃるとおりで、私もそれには大いに賛成をしたいと思います。」

仙波委員長

「大分議論をしていますが、基本的にここに書かれているもので、ご了承いただけますでしょうか。それでは、事務局から、次回の予定等についてお願いします。」

事務局

「本日はたくさんのご意見をありがとうございました。本日いただきましたご意見に関しましては、検討させていただきます。また改めて提示したいと思っはいます。次回の第8回ですが、8月27日水曜日を予定しています。内容ですが、各論の第4章の就労の章についてご討論いただく予定です。」

仙波委員長

「では次回は8月27日水曜日ということで、ご予約をお願いしたいと思います。それでは本日の会議をこれで終了させていただきます。皆さんご苦労さまでした。」

了